

## 1 1 居住系サービスに係る留意事項

## 16 障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について

### (1) 障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進

障害者が身近な地域で生活できるよう、入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や地域生活の継続の支援を推進しているところであり、第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）の基本指針において「令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行」を目標として掲げているところである。

都道府県並びに市町村におかれては、当該目標の達成に向けて、以下の点を踏まえ、障害者の地域移行や地域生活の支援の推進をお願いする。

#### ① 自立生活援助及び地域相談支援の整備の推進

自立生活援助については、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等に対して、定期的な訪問や随時の通報を受けて行う訪問、利用者からの相談対応等を通じて日常生活上の課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行うサービスであり、障害者の地域移行・地域生活の支援を推進する観点からサービス提供体制の整備が課題となっている。

令和3年度報酬改定においては、自立生活援助の整備を促進するため、  
＜人員基準の要件緩和＞

サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める

＜支給決定に係る運用の見直し＞

標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合については、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める

＜報酬の充実＞

- ・自立生活援助サービス費（I）の対象者の拡充
- ・同行支援の評価の見直し及び夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ・居住支援法人・居住支援協議会との連携促進の評価
- ・精神保健医療との連携促進の評価
- ・ピアサポートの専門性の評価

を行うこととしている。

また、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）についても、令和3年度報酬改定において、以下の報酬の充実を図ることとしている。

＜報酬の充実＞

- ・地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ・精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ・精神保健医療との連携促進の評価
- ・居住支援法人・居住支援協議会との連携促進の評価

- ・ピアサポートの専門性の評価

都道府県並びに市町村におかれては、管内の自立生活援助事業者や地域相談支援事業者等に上記内容を周知いただくようお願いするとともに、管内のニーズ等を把握し、自立生活援助や地域相談支援の必要なサービス提供体制の整備をお願いする。市町村におかれては、自立生活援助の支給決定に係る運用の見直しを踏まえて適切な支給決定をお願いする。

また、障害者の住まいの確保や地域生活の支援に当たっては、住宅施策との連携が効果的であることから、上記のとおり令和3年度報酬改定において、自立生活援助事業者や地域相談支援事業者と居住支援法人・居住支援協議会との連携の促進について新たな加算を創設することとしている。

都道府県並びに市町村におかれては、自立生活援助事業者や地域相談支援事業者に対して、居住支援法人制度や居住支援協議会の周知や連携の働きかけ等、必要な支援をお願いする。【関連資料1・2】

なお、令和2年12月に国土交通省等と連名で「住まい支援の連携強化の推進に向けて(依頼)」(令和2年12月25日付け法務省矯正局更生支援管理官、同保護局更生保護振興課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室・総務課・保護課、障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室・精神・障害保健課・老健局高齢者支援課、子ども・家庭局家庭福祉課、国土交通省住宅局住宅総合整備課・安心居住推進課連名事務連絡)を発出したところであり、当該事務連絡も踏まえ、住宅施策との連携について推進いただくようお願いする。

## ② 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

「地域生活支援拠点等」については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、市町村において障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものであり、

- ・第5期障害福祉計画に係る基本指針において、令和2年度末までに「各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本」とするとともに、
- ・第6期障害福祉計画に係る基本指針において、「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」

としたところであるが、令和2年4月1日時点で整備済みが469市町村(平成31年4月1日時点332市町村)、令和2年度末までに整備予定がない市町村も一定数認められた。【関連資料3】

(参考) 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について(令和2年4月1日時点)

- ・令和2年4月1日時点で整備済み 469 市町村 (26.9%)
- ・令和2年度末までに整備予定 637 市町村 (36.6%)
- ・令和3年度に整備予定 209 市町村 (12.0%)
- ・その他 426 市町村 (24.5%)

※ ( ) 内は全 1741 市町村に占める割合

令和3年度報酬改定においては、未整備の市町村において「緊急時の受入・対応」の機能を備えるのが特に困難との回答が多くあったことを踏まえ、市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス事業所、自立生活援助事業所、地域定着支援事業所について、地域生活支援拠点等としての役割を評価し、新たな加算を盛り込んだところである。

地域生活支援拠点等が未整備の市町村におかれては、地域のニーズや課題を踏まえて速やかな整備をお願いするとともに、既に整備済みの市町村においても、運用状況の検証・検討を行い、必要な機能の充実をお願いする。

また、都道府県におかれては、市町村への好事例の紹介や現状・課題の共有等、管内市町村における地域生活支援拠点等の整備・機能の充実に向けた支援をお願いする。

### ③ グループホームについて

#### ア グループホームにおける重度化・高齢化への対応

重度な障害があっても身近な地域で暮らすことができるよう、グループホームにおける重度障害者の受入体制の強化が課題である。

このため、令和3年度報酬改定において、重度障害者支援加算の対象者の障害支援区分4以上の強度行動障害者への拡充や強度行動障害者の体験利用の評価、医療的ケアが必要な者の評価等、重度障害者に対応するための報酬の充実を盛り込むとともに、重度障害者に係る個人単位での居宅介護等の利用に係る経過措置については、令和6年3月31日まで延長することとしたところである。

また、日中サービス支援型グループホームの基本報酬について、サービス創設の趣旨や手厚い人員体制の有効活用の観点から、重度障害者の受け入れのインセンティブが働くよう、現行報酬より重度者と中軽度者の報酬の差を拡大し、メリハリのある報酬体系に見直すこととしたところである。

都道府県並びに市町村におかれては、重度な障害があっても身近な地域で暮らすことができるよう、地域のニーズを踏まえたグループホームのサービス提供体制の整備についてお願いする。【関連資料4】

#### イ グループホームの夜間支援等体制加算の見直し

令和3年度報酬改定において、利用者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や労働者が適切に休憩時間の取得ができるよう、住居ごとに常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤又は宿直の職員を配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する場合に評価する加算を創設することとしている。

具体的には、夜間支援等体制加算（Ⅰ）による夜勤職員が常駐で1名配置されている住居の利用者を対象に、

- ・追加で夜勤職員を夜間及び深夜の時間帯を通じて配置した場合は「夜間支援等体制加算（Ⅳ）」、
- ・追加で夜勤職員を夜間及び深夜の時間帯のうち「一部の時間帯」に限り配置した場合は「夜間支援等体制加算（Ⅴ）」、
- ・追加で宿直職員を夜間及び深夜の時間帯を通じて配置した場合は「夜間支援等体制加算（Ⅵ）」

について、夜間支援等体制加算（Ⅰ）に加えて算定できることとしたところである。【関連資料5】

都道府県並びに市町村におかれては、事業者からの届出内容の確認や支給決定等の事務処理に遺漏のないようお願いする。

なお、別途、グループホームの夜間支援等体制加算の見直しに係る Q&A を発出することとしているので、ご留意願いたい。

## ウ グループホームの防火安全対策等の徹底

グループホームの防火安全対策については、消防法施行令等に基づき、適正に運用されているところであるが、都道府県並びに市町村におかれては、管内の消防署等と連携を図りつつ、関係事業所等に対して適切に指導等を行い、スプリンクラー設備等の設置義務のない場合も含め、グループホームの防火安全体制の推進に万全を期されるようご協力をお願いする。

非常災害対策は事業者が日頃から取り組むべき事案であるが、グループホームは障害者が共同生活する住まいの場であり、一つ一つの住居は小規模であることが多いことから、具体的に取り組みにくいとの声もあるため、都道府県並びに市町村におかれては、利用者の安全確保を第一に考え、グループホームにおける災害発生に備えた取組みの促進を図るようお願いする。

また、令和3年度から各種運営基準の見直し（感染症や災害への対応、障害者虐待防止、身体拘束等の適正化）がなされることを踏まえ、都道府県並びに市町村におかれては、事業者への運営基準の見直しの周知や必要な助言等についてお願いする。

## エ グループホームにおけるサービスの質の確保

日中サービス支援型グループホームについては、基準省令第213条の10オ及び解釈通知第十五の4（3）④において、地域に開かれたサービスと

することにより、サービスの質の確保を図る観点から、協議会等（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議）に対し、定期的に（少なくとも年に1回以上）実施状況等を報告し、当該実施状況等について評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされているが、形骸化しているとの指摘がある。

また、近年、これまで障害保健福祉施策に関わりが乏しい事業者の参入が多くみられる状況がある。

都道府県並びに市町村におかれては、上記を踏まえ、グループホームにおけるサービスの質の確保を図るための必要な助言・指導についてお願いします。

## オ 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援について

矯正施設等を退所する障害者の地域生活への移行支援については、地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホーム等への受け入れ調整等を実施しており、地域移行支援の対象としている。

また、都道府県地域生活支援事業の「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」を活用することも可能である。

矯正施設等の退所後、グループホームや自立訓練、就労継続支援等において、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、「地域生活移行個別支援特別加算」及び「社会生活支援特別加算」により評価している。

都道府県並びに市町村におかれては、矯正施設等に入所している障害者の円滑な地域生活への移行に取り組むようお願いします。

## （2）障害者ピアサポート研修事業の実施について

ピアサポートは、自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うものである。

障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を推進することを目的として、令和2年度から「障害者ピアサポート研修事業（実施主体：都道府県・指定都市 ※委託可）」を創設し、地域生活支援事業費等補助金による国庫補助対象としたところ。【関連資料6】

また、令和3年度報酬改定において、ピアサポートの専門性について、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援及び就労継続支援B型において、障害者ピアサポート研修事業の修了等の一定の要件を満たす事業所を加算として評価することを盛り込んだ。

このピアサポートの加算の算定に当たっては、ピアサポートの専門性を確保するため、各事業所に配置される障害者（障害者であったと都道府県又は市町村（※）が認める者を含む）や管理者等が上記の地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修事業」のカリキュラムを修了すること等を要件としているが、現状において本研修の実施状況が低調であることを踏

まえ、令和5年度末までの経過措置として、障害者（障害者であったと都道府県又は市町村（※）が認める者を含む）のみが都道府県又は市町村（※）が認めるピアサポート研修を受講した場合も加算の対象とすることとしている。

※ 「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、就労継続支援B型、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。

都道府県及び指定都市におかれては、新たに障害福祉サービス等報酬にピアサポートに係る加算を設ける趣旨を踏まえ、早期に、別添カリキュラムによる「障害者ピアサポート研修事業」を実施していただくようお願いする。

研修テキストについては、厚生労働科学研究において作成しているため、ご活用いただくようお願いする。

<研修テキスト掲載アドレス>

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201817003A>

なお、今後の研修の円滑な実施に必要な情報提供などを行う予定であることを申し添える。

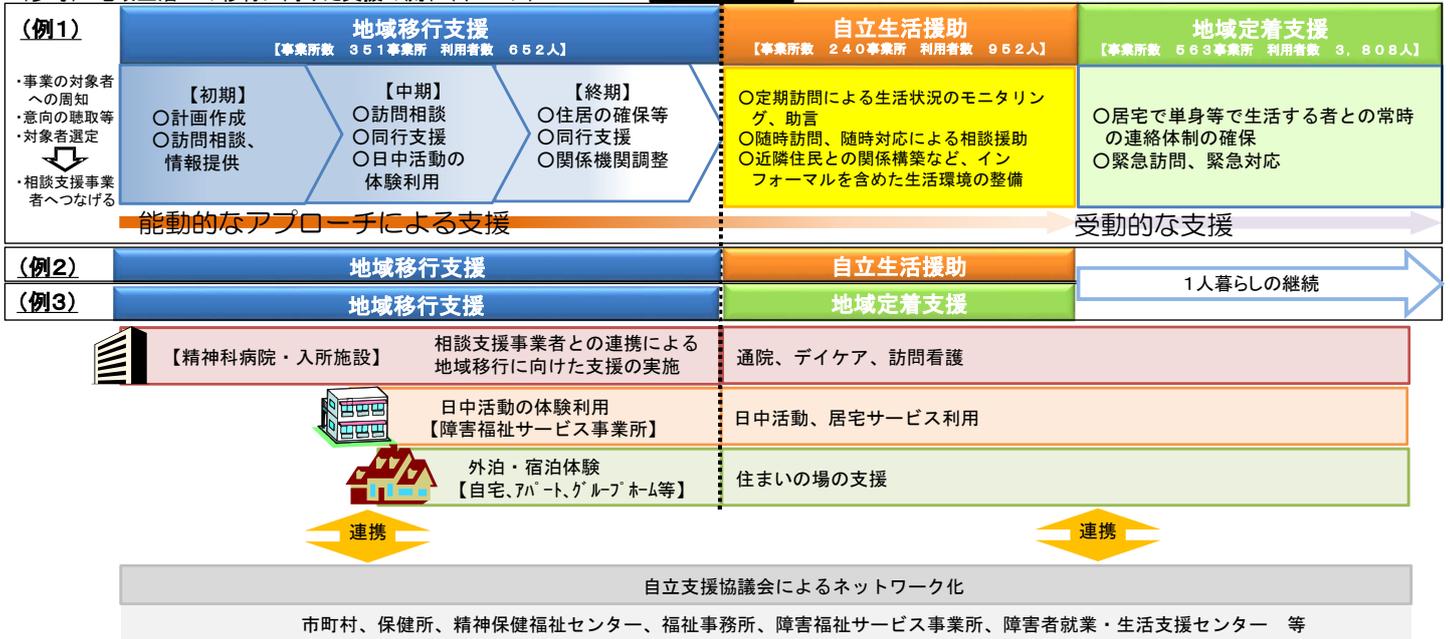
## 地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援： 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助： グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援： 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

【出典】令和2年10月サービス提供分(国民健康保険団体連合会データ)



## 新たな住宅セーフティネット制度の概要

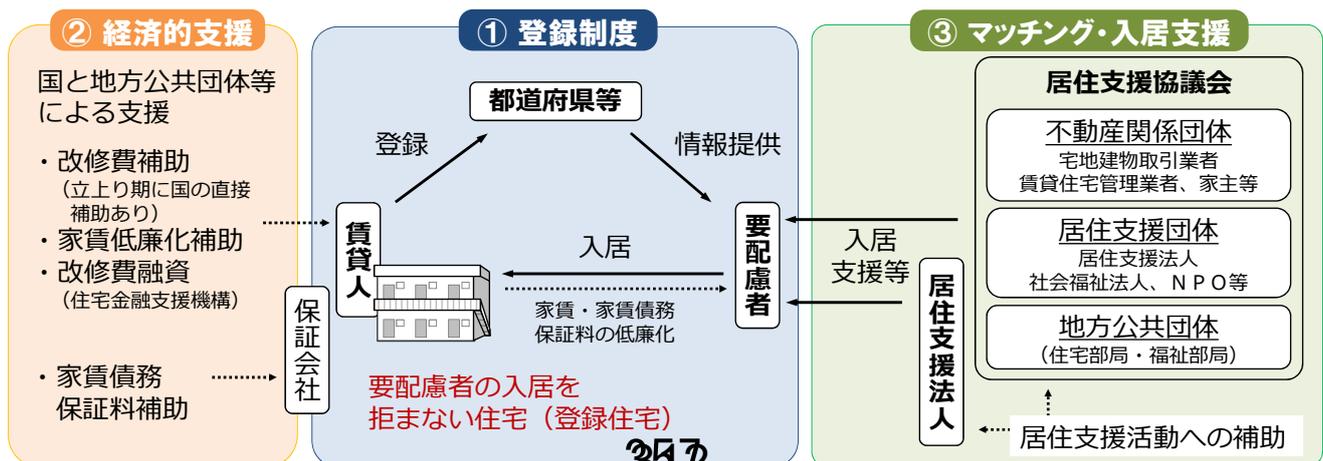
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

### ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

### ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

### ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



# 居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

## 概要

### (1) 設立状況 103協議会が設立（令和3年1月31日時点）

- 都道府県（全都道府県）
  - 市区町（56市区町）
- 北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市、合志市

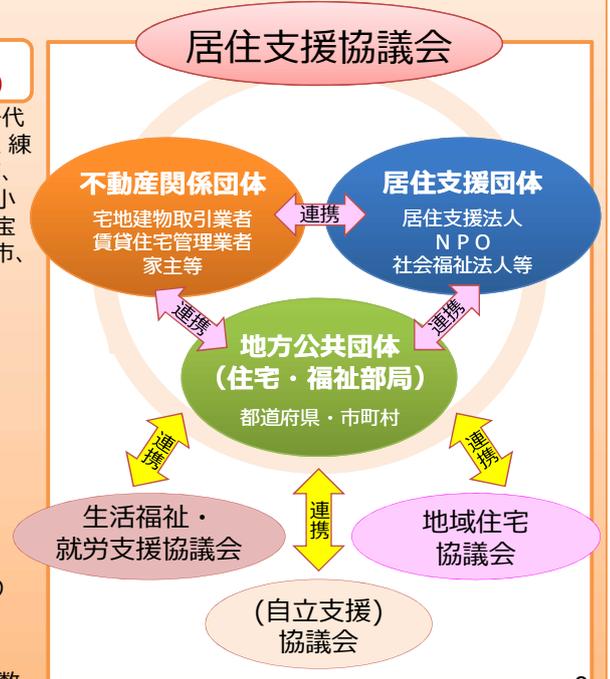
この他、60市区町村で設立検討中  
(うち19市区町村が令和3年度までに設立予定)

### (2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施  
(住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等)
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

### (3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援  
〔令和3年度予算〕  
共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数



3

# 居住支援法人制度の概要

## 居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

### ● 居住支援法人に指定される法人

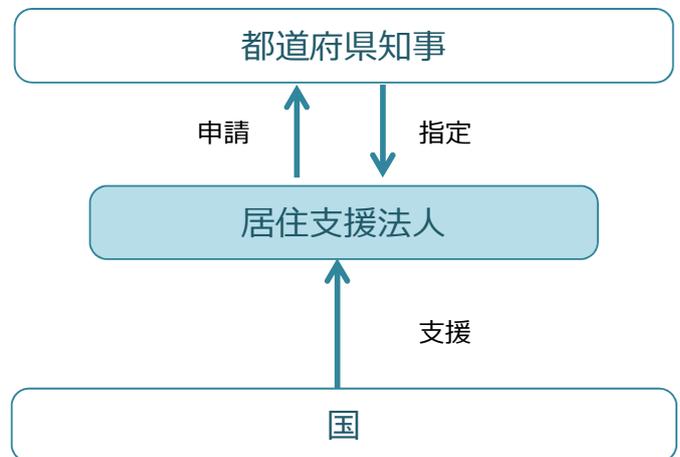
- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 等

### ● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

## 【制度スキーム】



### ● 居住支援法人への支援措置

- ・居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・〔R3年度予算〕 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数

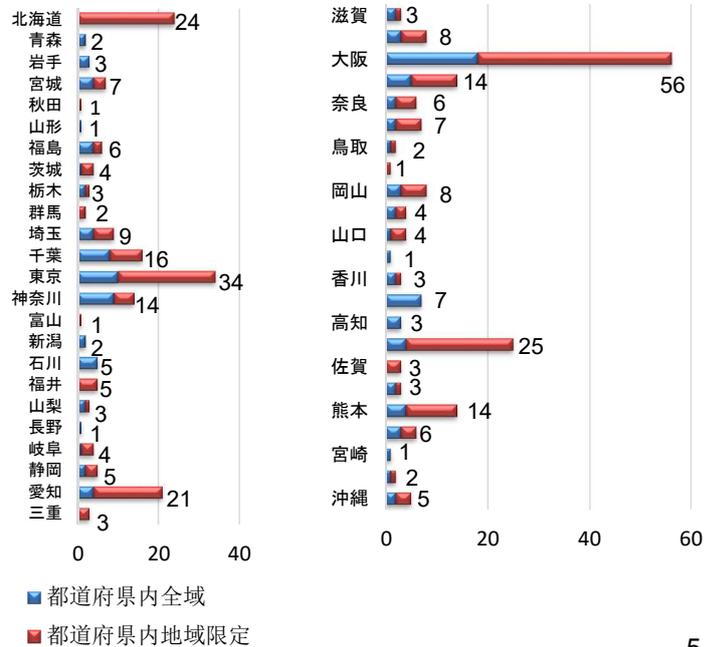
# 居住支援法人制度の指定状況

- 47都道府県 362法人が指定（R3.1.31時点）
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況（全体の約65%）
- 都道府県別では、大阪府が56法人と最多指定

## ■ 法人属性別



## ■ 都道府県別



## 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について(令和2年4月1日時点)

関連資料3

※ 障害福祉課調べ

- 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、令和2年4月1日時点で、469市町村（うち、圏域整備：66圏域272市町村）において整備されている。（全国の自治体数：1741市町村）

※平成31年4月1日時点整備状況 332市町村（うち、圏域整備：42圏域188市町村）

### ① 地域生活支援拠点等の整備数について(予定含む)

令和2年4月1日時点で整備済み	469市町村（うち、圏域整備：66圏域272市町村）
令和2年度末までに整備予定	637市町村（うち、圏域整備：75圏域297市町村）
令和3年度に整備予定	209市町村（うち、圏域整備：23圏域87市町村）
その他	426市町村（うち、圏域整備：41圏域146市町村）

### ② 整備類型について(予定含む)

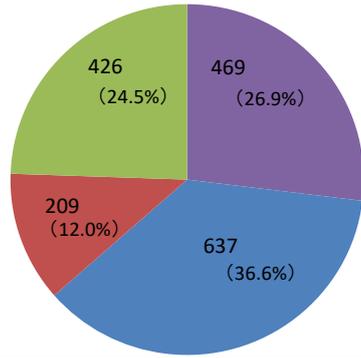
多機能拠点整備型	48市町村（うち、圏域整備：3圏域9市町村）
面的整備型	1161市町村（うち、圏域整備：157圏域597市町村）
多機能拠点整備型+面的整備型	101市町村（うち、圏域整備：10圏域47市町村）
その他の整備類型	3市町村
未定	428市町村（うち、圏域整備：35圏域149市町村）

(課題等)

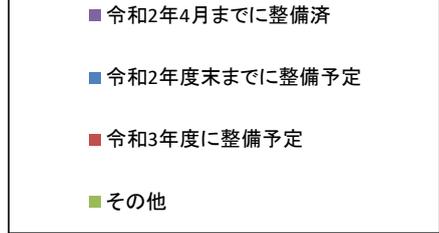
- ※ 整備にあたって、備えるのが困難な機能として、「専門的人材の養成・確保」「緊急時の受入・対応」との回答が多くあった。
- ※ 今後の課題については、主に「地域の社会資源が不足している」と、整備・運営に係る財源の確保等があげられている。

# 地域生活支援拠点等の整備状況について(令和2年4月1日現在)

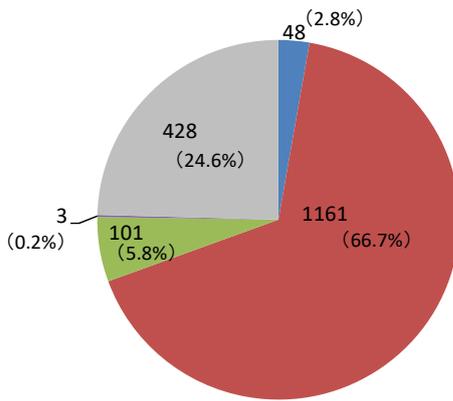
地域生活支援拠点等の整備状況の割合



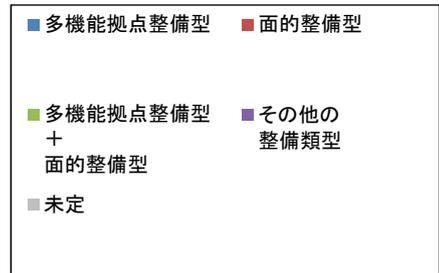
1,741市町村



地域生活支援拠点等の整備類型の割合



1,741市町村



## ① 地域生活支援拠点等の整備数について(予定含む)

平成31年4月1日調査	
平成31年4月1日時点で整備済み	332市町村 (うち、圏域整備:42圏域188市町村)
令和元年9月末までに整備予定	15市町村 (うち、圏域整備:2圏域4市町村)
令和元年度末までに整備予定	75市町村 (うち、圏域整備:7圏域27市町村)
令和2年度に整備予定	1010市町村 (うち、圏域整備:122圏域449市町村)
その他	309市町村 (うち、圏域整備:16圏域50市町村)

(整備済み)  
+ 137市町村

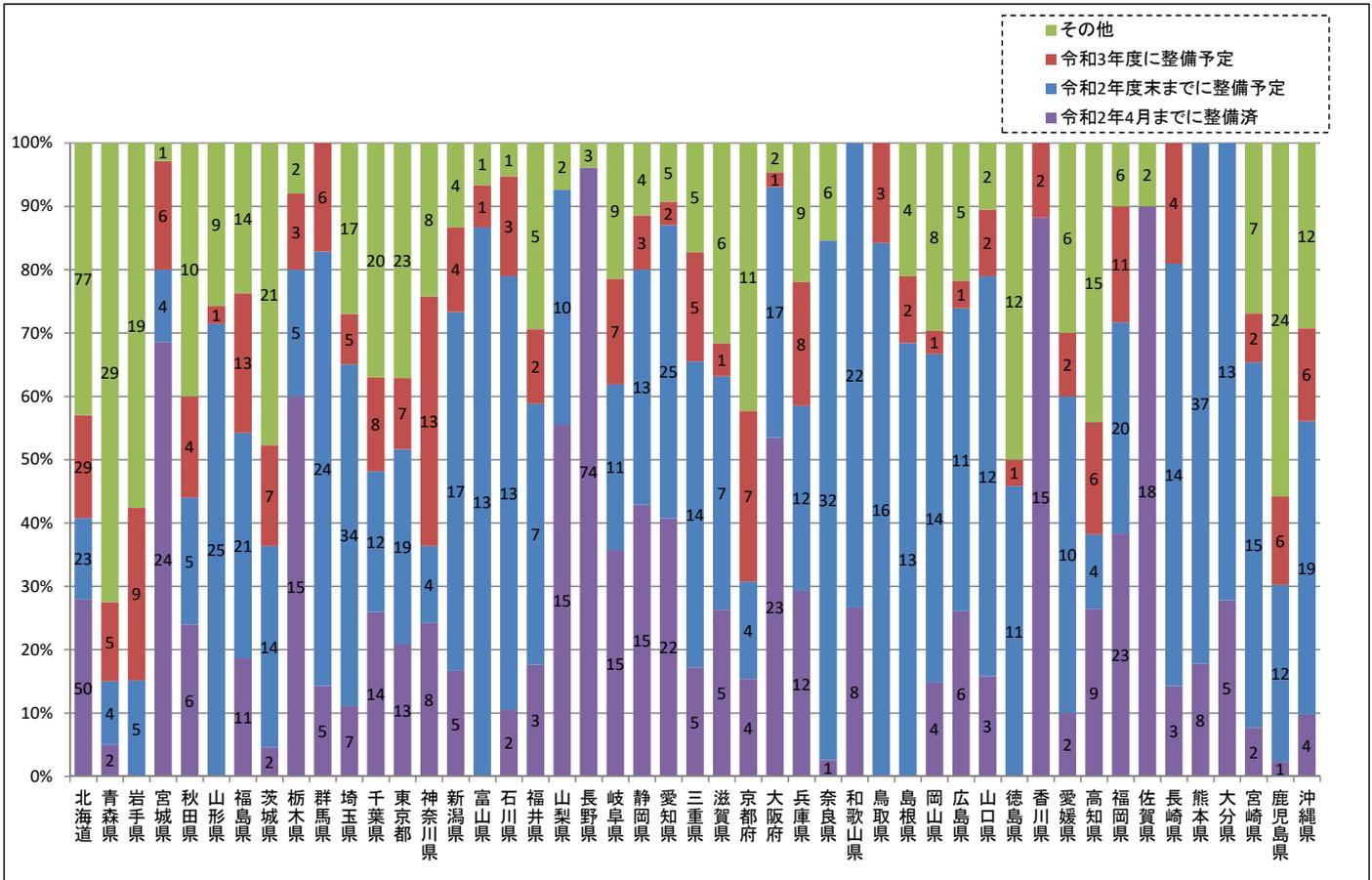
令和2年4月1日調査	
令和2年4月1日時点で整備済み	469市町村 (うち、圏域整備:66圏域272市町村)
令和2年度末までに整備予定	637市町村 (うち、圏域整備:75圏域297市町村)
令和3年度に整備予定	209市町村 (うち、圏域整備:23圏域87市町村)
その他	426市町村 (うち、圏域整備:41圏域146市町村)

## ② 整備類型について(予定含む)

平成31年4月1日調査	
多機能拠点整備型	44市町村 (うち、圏域整備:1圏域2市町村)
面的整備型	972市町村 (うち、圏域整備:126圏域479市町村)
多機能拠点整備型+面的整備型	98市町村 (うち、圏域整備:8圏域33市町村)
その他の整備類型	3市町村
未定	624市町村 (うち、圏域整備:54圏域204市町村)

令和2年4月1日調査	
多機能拠点整備型	48市町村 (うち、圏域整備:3圏域9市町村)
面的整備型	1161市町村 (うち、圏域整備:157圏域597市町村)
多機能拠点整備型+面的整備型	101市町村 (うち、圏域整備:10圏域47市町村)
その他の整備類型	3市町村
未定	428市町村 (うち、圏域整備:35圏域149市町村)

## 地域生活支援拠点等の都道府県ごとの整備状況(市町村数及び割合)



## グループホームの概要

関連資料4

- ☆ 障害のある方が**地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場。**
- ☆ 1つの住居の利用者数の平均は**6名程度。**

### 具体的な利用者像

- ☆ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ☆ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく地域の中で暮らしたい方
- ☆ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など

### 具体的な支援内容

- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

### 必要な設備等

- ☆ **共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要**
- ☆ **ユニットの入居定員は2人以上10人以下**
- ☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
- ☆ 居室の定員：原則1人
- ☆ 居室面積：収納設備を除き**7.43㎡**



### ★住宅地に立地

### ★共同生活住居の定員は原則10名以下

※ 既存の建物を利用する場合は20名以下、都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下とすることができる。

※ 日中サービス支援型の場合、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。(定員の合計は20人以下)

	グループホーム (共同生活援助)		
	(介護サービス包括型)	(日中サービス支援型)	(外部サービス利用型)
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託
報酬単位	世話人の配置及び障害支援区分に応じて <b>666単位～171単位</b>	世話人の配置及び障害支援区分に応じて <b>1,104単位～279単位</b>	世話人の配置に応じて <b>244単位～114単位</b> 標準的な時間に応じて(受託居宅介護サービス) <b>95単位～</b>
事業所数	8,211事業所	248事業所 (平成30年4月～)	1,322事業所
利用者数	120,072人	3,374人 (平成30年4月～)	15,641人

利用者数合計 139,087人

事業所数・利用者数については、国保連令和2年10月サービス提供分実績

## グループホームの利用者数の推移

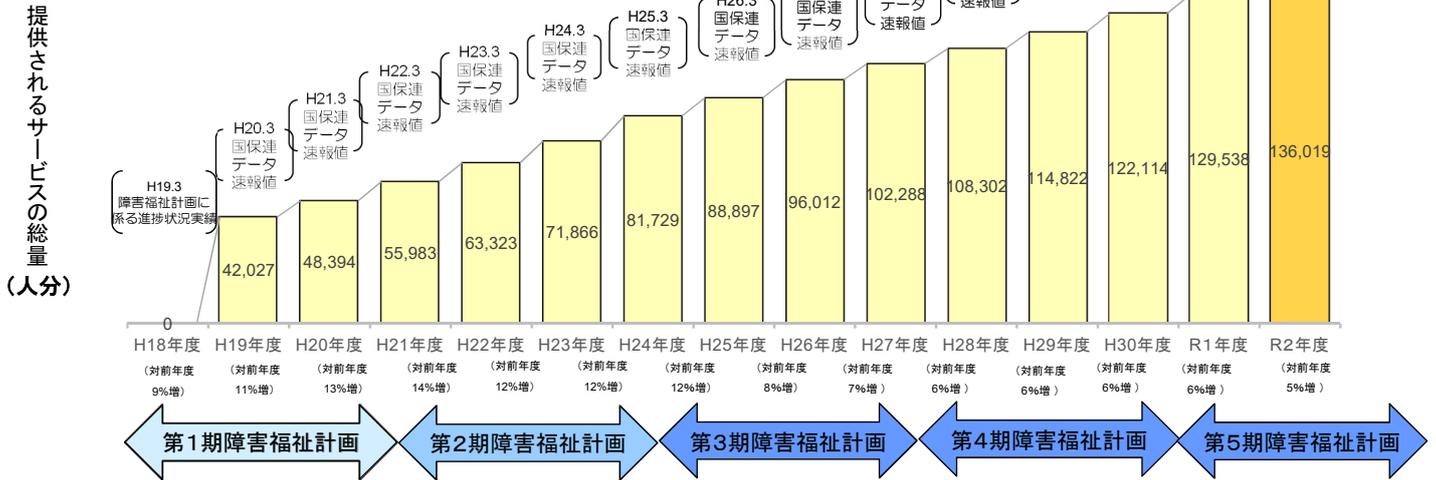
障害者の地域移行を推進し、地域で安心して生活するため、障害者の住いの場であるグループホームの整備を促進する。

各自治体が策定した障害福祉計画においては、令和2年度に**13.6万人**のグループホーム利用者が見込まれている。

(※平成25年度以前は旧グループホーム・旧ケアホームの利用者数)

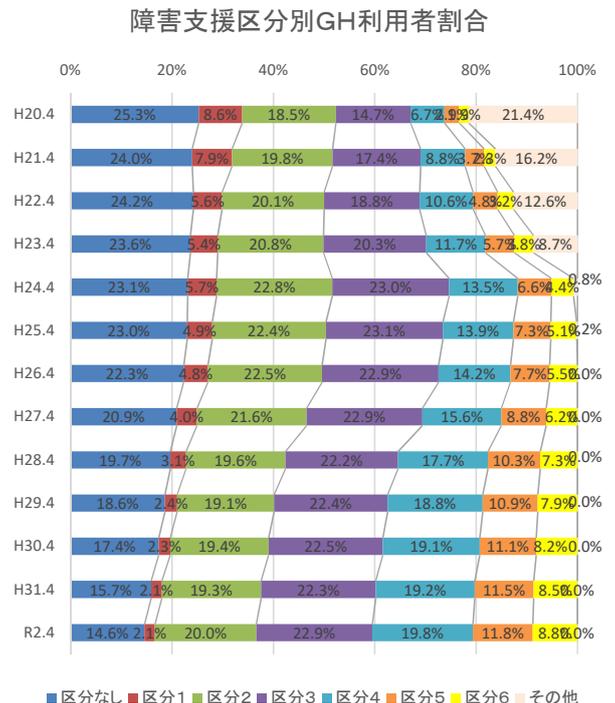
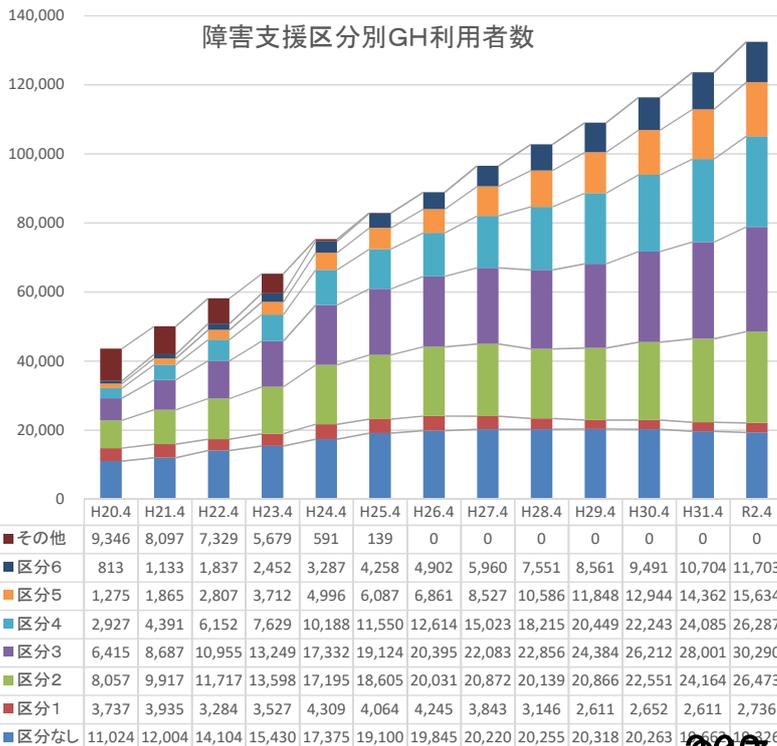
実績

見込



## グループホーム利用者の障害支援区分別構成の推移

グループホームにおいては、区分4~6の利用者の利用者全体に占める割合が増加している。



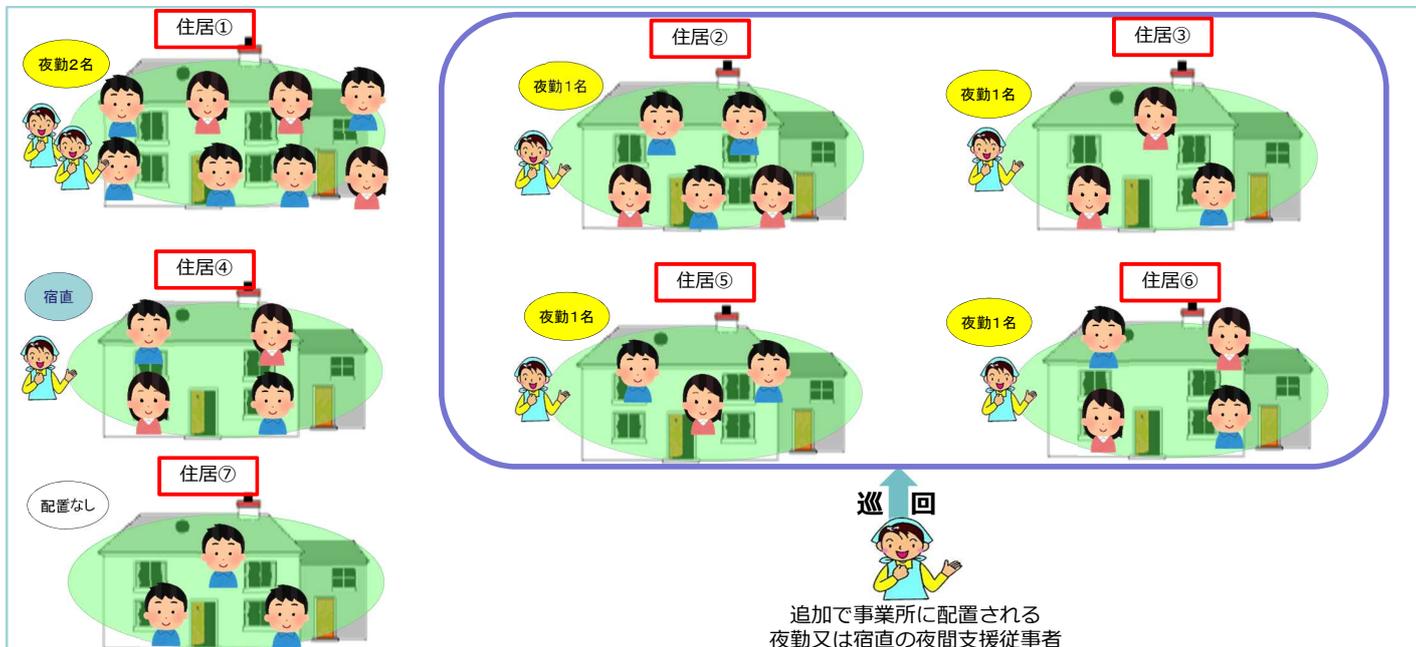
## (参考) 事業所単位の夜間支援職員の加配加算のイメージ (夜間支援等体制加算Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ)

関連資料5

住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤職員又は宿直職員を配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する場合に更に加算。  
【算定要件】

- 算定対象は常駐の夜勤職員が1名配置されている共同生活住居（夜間支援等体制加算（Ⅰ）算定住居）に、追加で事業所に配置される夜勤職員又は宿直職員が巡回して支援を行った場合に当該住居の利用者に加算を算定（以下の場合、住居②・③・⑤・⑥の利用者合計15名に加算を算定）
- 加配職員1名につき最大30名の利用者（住居単位で算定）を想定

(例) 利用者30名の事業所の場合



## 障害者ピアサポート研修事業について(令和2年度～)

関連資料6

### 1 目的

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とする。

### 2 実施主体

都道府県又は指定都市

ただし、事業の一部又は全部の事業を適切に実施できると認められる法人に委託。

### 3 対象者

- 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障害者  
なお、雇用等されている障害者は常勤、非常勤を問わず、雇用契約に基づき雇用されている者のほか、今後、雇用が見込まれる者を含む。
- ①の者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働し支援を行う者

### 4 研修内容(カリキュラムは別紙のとおり)

- 基礎研修(2日間440分)
- 専門研修(2日間540分) ※基礎研修修了者が対象
- フォローアップ研修(2日間540分) ※専門研修修了者が対象

### 5 財政措置

本研修事業については、地域生活支援事業費等補助金による国庫補助対象

# 基礎研修(440分)

## <1日目>

科目名	時間数	内容
講義	200分	
1 ピアサポートの理解	30分	○ 障害領域ごとの歴史や背景を学ぶ ○ 障害領域ごとの視点を学ぶ
2 演習①	60分	○ 講義「ピアサポートの理解」の振り返り、気づきの共有
3 ピアサポートの実際・事例	70分	○ 障害領域ごとのピアサポートの実践を学ぶ
4 演習②	40分	○ 講義「ピアサポートの実際・事例」の振り返り、気づきの共有

## <2日目>

科目名	時間数	内容
講義	240分	
5 コミュニケーションの基本	60分	○ コミュニケーション技法を学ぶ
6 演習③	40分	○ 講義「コミュニケーションの基本」の振り返り、気づきの共有
7 障害福祉サービスの基礎と実際	40分	○ 障害福祉施策の歴史を学ぶ ○ 障害福祉施策の仕組みを学ぶ
8 演習④	20分	○ 講義「障害福祉サービスの基礎と実際」の振り返り、気づきの共有
9 ピアサポートの専門性	30分	○ ピアサポートの専門性を具体的に学ぶ ○ 倫理と守秘義務について学ぶ
10 演習⑤	50分	○ 講義「ピアサポートの専門性」の振り返り、気づきの共有

# 専門研修(540分)

## <1日目>

科目名	時間数	内容
講義	300分	
1 基礎研修の振り返り	30分	○ 「基礎研修」の振り返り
2 ピアサポーターの基盤と専門性	40分	○ 障害特性に応じた専門性を学ぶ
3 演習①	60分	○ 講義「ピアサポーターの基盤と専門性」の振り返り、気づきの共有
4 ピアサポートの専門性の活用	40分	○ 障害特性に応じたピアサポートの専門性を活かすための視点を学ぶ
5 演習②	30分	○ 講義「ピアサポートの専門性の活用」の振り返り、気づきの共有
6【障害者】 関連する保健医療福祉施策の 仕組みと業務の実際	各 40分	○ 関係法、関連施策を学ぶ
6【事業所職員】 ピアサポートを活用する技術と 仕組み		○ 現場におけるピアサポートの活用方法を学ぶ
7【障害者】 演習③	各 40分	○ 講義「関連する保健医療福祉施策の仕組みと業務の実際」の振り返り、気づきの共有
7【事業所職員】 演習③		○ 講義「ピアサポートを活用する技術と仕組み」の振り返り、気づきの共有
8 演習④	20分	○ 障害者、事業所職員別講義及び演習内容についての共有

## <2日目>

科目名	時間数	内容
講義	240分	
9【障害者】 ピアサポーターとして 雇用される	各 30分	○ 労働法規を学ぶ
9【事業所職員】 ピアサポーターを活かす雇用		○ ピアサポーターを雇用する上での留意点を学ぶ
10【障害者】 演習④	各 40分	○ 講義「ピアサポーターとして雇用される」の振り返り、気づきの共有
10【事業所職員】 演習④		○ 講義「ピアサポーターを活かす雇用」の振り返り、気づきの共有
11 セルフマネジメントと バウンダリー	30分	○ ピアサポーターが葛藤しやすい状況を学ぶ ○ 病気や障害を抱えて働く上でのセルフケアを学ぶ
12 演習⑤	40分	○ 講義「セルフマネジメントとバウンダリー」の振り返り、気づきの共有
13 チームアプローチ	40分	○ 所属機関(チーム)におけるピアサポーターの役割と留意点について学ぶ
14 演習⑥	60分	○ 講義「チームアプローチ」の振り返り、気づきの共有

# フォローアップ研修(540分)

## <1日目>

科目名	時間数	内容
講義	280分	
1 専門研修の振り返り	30分	○「専門研修」の振り返り
2 障害特性について	60分	○ 障害領域ごとの障害特性を学ぶ
3 働くことの意義	30分	○ ピアサポーターとして職場にもたらす効果を学ぶ
4 演習①	60分	○ 講義「働くことの意義」の振り返り、気づきの共有
5 障害者雇用について	40分	○ 障害者雇用の実際と留意点を学ぶ
6 演習②	60分	○ 講義「障害者雇用について」の振り返り、気づきの共有

## <2日目>

科目名	時間数	内容
講義	260分	
1 ピアサポーターの能力	60分	○ ピアサポーターとして能力を発揮し、働き続けるために必要なことを学ぶ
2 ピアサポーターとしての職場でのコミュニケーション	30分	○ ピアサポーターとして職場で効果的なコミュニケーション手法を学ぶ
3 演習③	40分	○ 講義「ピアサポーターとしての職場でのコミュニケーション」の振り返り、気づきの共有、事例検討①
4 演習④	60分	○ 講義「ピアサポーターとしての職場でのコミュニケーション」の事例検討②
5 ピアサポーターとして雇用されるための準備	30分	○ ピアサポーターとして雇用される上での準備、留意点を学ぶ
6 演習⑤	40分	○ 講義「ピアサポーターとして雇用されるための準備」の振り返り、気づきの共有